

秋田県伝統的工芸品
シンボルマーク
ベーシックマニュアル



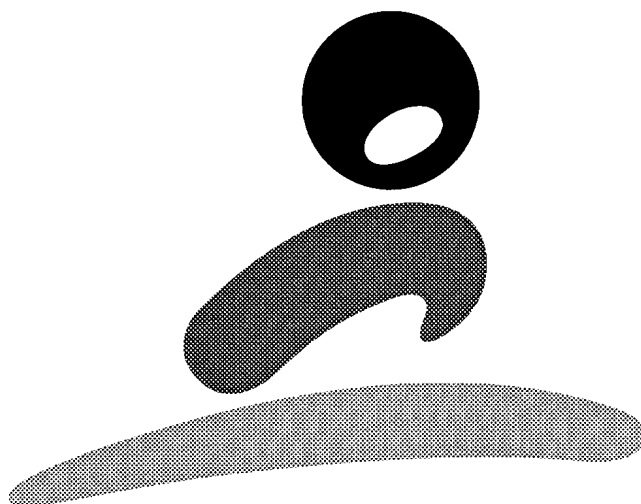
秋田県伝統的工芸品マークについて

秋田県の伝統的工芸品産業の振興を図るために、県では平成7年度に樺細工、イタヤ細工、川連こけし、秋田杉桶樽、川連漆器、大館曲げわっぱ、銀線細工、大曲の花火の8品目を秋田県伝統的工芸品に指定しました。平成8年度、これらの指定工芸品に伝統的技術・技法で製造されたものとしての証となる証紙を貼る制度を設けました。

その証紙に使用するマークを(社)日本グラフィックデザイナー協会秋田地区に制作委託をいたしました。(社)日本グラフィックデザイナー協会では数十点の中から内部的にシュミレーションを行い、最終的には8点に絞り込んでから県に提出していただきました。

テストケースとして県工業技術センターのホームページに入れ、インターネットでマークコンクールを実施し、全国より投票を募り、最多得票数のマークを決定いたしました。このマークは今後、証紙、パンフレット、ポスターなどに使用します。

秋田県伝統的工芸品マークの使用にあたっては、県が推薦して全国へ訴求していくため、統一したイメージをもたせることが必要です。このマニュアルの定められたルールに基づいて使用するようしてください。



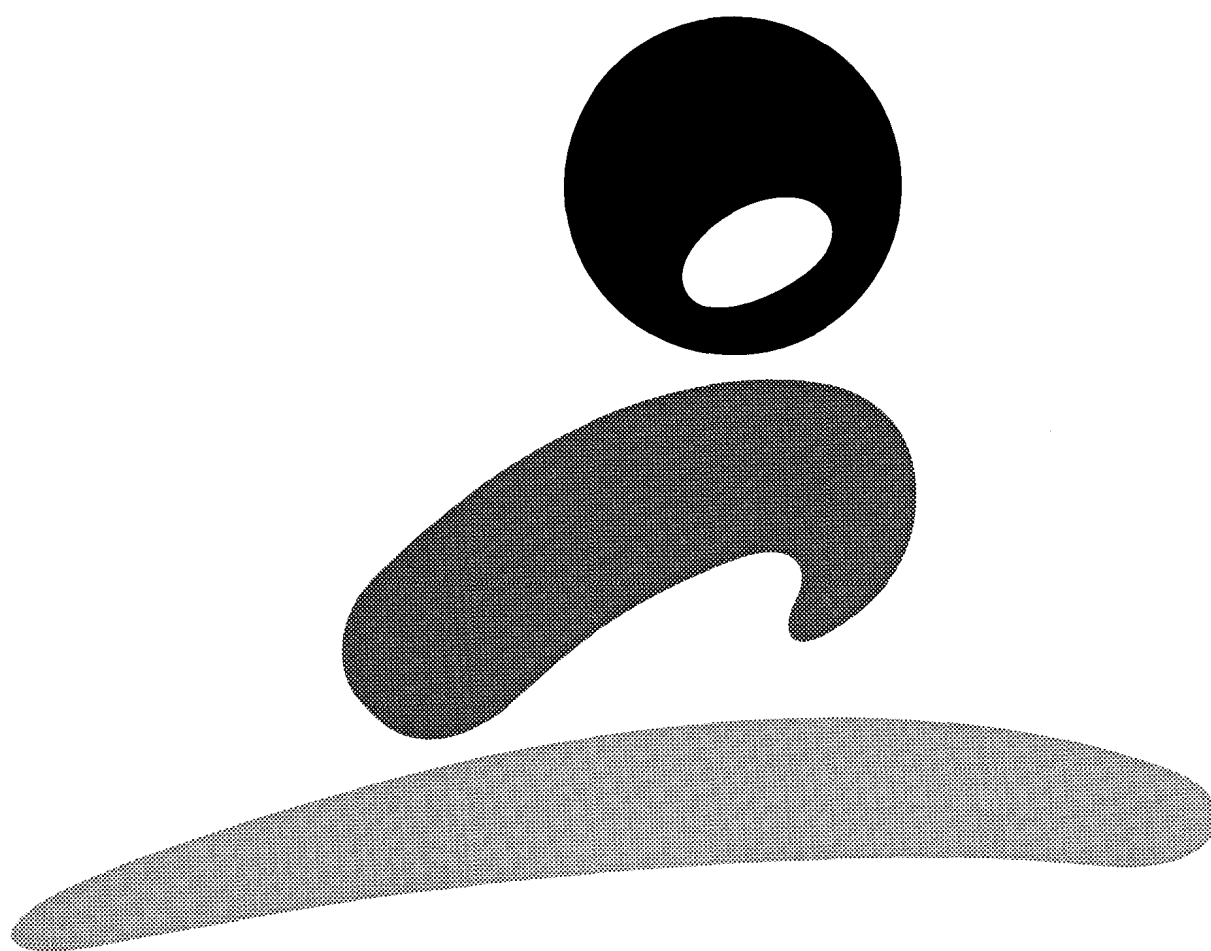
マークコンセプト 物を製作している人の姿と、丸から線へ、線から丸へ変化してゆく要素をビジュアル的に表現しています。

©マークの使用時には制作者の確認が必要です。

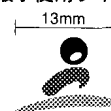
シンボルマーク

秋田県伝統的工芸品のシンボルマークは統一するシステムの中で核として使用します。あらゆるアイテムに使用し訴求していくうえで、最も重要なデザインエレメントであり、効果的なコミュニケーションツールです。

- 実際の使用にあたっては「清刷」や「アウトライン化したデジタルデータ」を用い、正確に再生してください。
- コーポレートカラー、シグネチャ(組み合わせ)は他ページを参照してください。
- 最小使用サイズはシンボルマークを小さいサイズで使用する場合、つぶれ等が生じてマークのイメージが損なわれない防止策として、使用サイズの限界を定めた規定です。



最小使用サイズ



コーポレートカラー

コーポレートカラーは秋田県伝統的工芸品の訴求をしていくうえで、システムの中核となる重要な要素です。定められた色で正確に再現してください。

●カラーを再生する際は、必ず指定のカラー見本または4色掛け合わせで正確に再現してください。

レッド：DIC158 (Y100%+M90%)

グリーン：DIC215 (Y80%+C100%)

グレー：DIC582 50% (BL50%) とします。

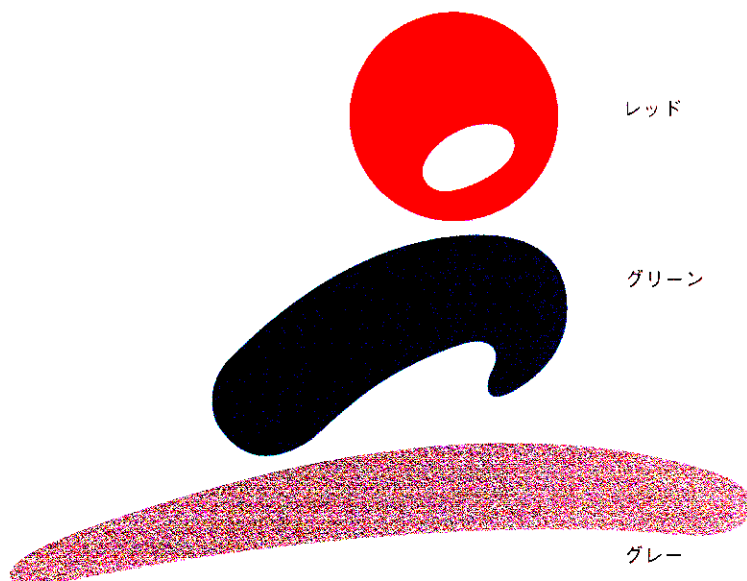
●単色の場合は使用する色のパーセンテージで使用してください。

レッドの部分：100% グリーンの部分：70%

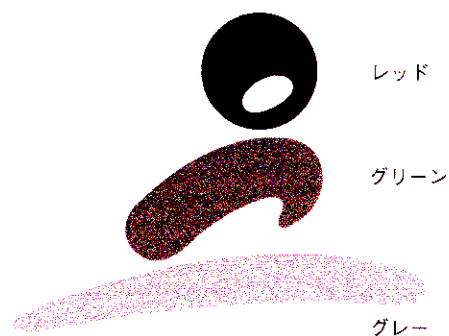
グレーの部分：40%

●サインの場合はペイントまたはシートの色をDICの指定カラー見本に合わせて、正確に再現してください。

カラーの場合



単色の場合



タイプフェイス

タイプフェイスは秋田県伝統的工芸品の名称に使用するための書体です。シンボルマークとセットで使用することを原則とします。基本的にはシグネチャで組み合わせている「清刷」や「アウトライン化したデジタルデータ」を使用してください。

●秋田県伝統的工芸品の書体は原則的に「清刷」や「アウトライン化したデジタルデータ」を使用してください。大きく使用するため再現が不可能な場合は新ゴシックB、小さく使用する場合はツブレを防ぐため新ゴシックMを使用してください。

■新ゴシックB

秋田県伝統的工芸品

■新ゴシックM

秋田県伝統的工芸品

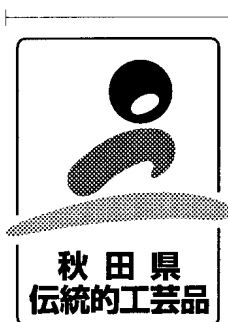
シグネチャ(組み合わせ)

シグネチャはシンボルマークとタイプフェイス、そして囲みケイの位置関係の規定です。使用する時の基本になりますので、位置・大きさ・書体に十分な注意が必要となります。通常使用する時は離れているものを使用せず、この組んであるものを使用してください。印刷物やサインなどに使用するとき、背景になる色やビジュアルと同化しない処理をし、マーク等が見づらくなったりしないように注意してください。

- このシグネチャを使用する時は「清刷」や「アウトライン化したデジタルデータ」を使用し、正確に再現してください。
- 最小使用サイズは小さく使用する場合にツブレ等でイメージが変わらないようにするため、防止策として使用サイズの限界を定めた規定です。ここに示す規定値より小さいサイズで使用しないでください。



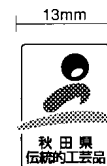
40mm~28mmのときに使用



28mm以下のときに使用



最小使用サイズ



シンボルマーク再生用グリッド

シンボルマークの再生用の割り出し図です。「清刷」での拡大が不可能な場合は、この図に従って正確に割り出して作図してください。

- このグリッドの分割方法は2分法で行っていますので、使用する場合はタテ、ヨコいずれも半分ずつ割ってゆくことによって分割できます。
- タイプフェイスは書体を拡大して正確に再現してください。

